

GreenEX に関するサービス規約の一部改正（現改比較表）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">GreenEX に関するサービス規約</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第 10 条 乙は、本サービスの解約を希望する場合、解約を希望する月の 3 か月前の末日までに、甲に対して解約届にてその旨を通知し、解約日の属する月（以下、「解約月」という。）の利用分の証書の発行をもって本契約は終了する。</p> <p>2 乙が、エクスプレス予約サービスを退会した場合、退会日の属する月（以下、「退会月」という。）の利用分の証書の発行をもって本契約は終了する。</p> <p>3 解約月又は退会月の末日においても当該年度の調達CO2フリー電気量の 50%以上の余剰が発生する場合、乙は甲に対して、別途定める料金表記載の計算式に基づき、余剰分のCO2フリー電気量の購入費用を支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>令和 6 年 8 月 6 日 制定 令和 7 年 4 月 1 日 改定</p>	<p style="text-align: center;">GreenEX に関するサービス規約</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第 10 条 乙は、本サービスの解約を希望する場合、解約を希望する月の 3 か月前の末日までに、甲に対して解約届にてその旨を通知し、解約日の属する月（以下、「解約月」という。）の利用分の証書の発行をもって本契約は終了する。</p> <p>2 乙が、エクスプレス予約サービスを退会した場合、退会日の属する月（以下、「退会月」という。）の利用分の証書の発行をもって本契約は終了する。</p> <p>3 解約月又は退会月の末日においても当該年度の調達CO2フリー電気量の 50%以上の余剰が発生する場合、乙は甲に対して、別途定める料金表記載の計算式に基づき、余剰分のCO2フリー電気量の購入費用を支払うものとする。</p> <p>4 甲は、特段の理由（第 9 条第 1 項に定める不可抗力などの当事者の責に帰さない事由を含む。）がある場合を除き、乙による本サービスの利用が 1 年間認められないときは、30 日前までに乙へ事前に通知することにより、本契約を解除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>令和 6 年 8 月 6 日 制定 令和 7 年 4 月 1 日 改定 令和 8 年 4 月 1 日 改定</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

附則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。